

自治体キャラバン陳情事項に係る回答について

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】

高齢者総合福祉計画、地域福祉計画、障がい者計画及び障がい者福祉計画に基づき、限られた財源の中で市民満足度の最大化を図ることができるよう、計画的に高齢者福祉及び障がい者福祉の増進に努めてまいります。

また、福祉医療制度につきましては、これまでも見直しや拡充を図ってまいりましたので、今後も社会情勢の変化などに対応しながら、制度の見直しを進めてまいります。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

高齢者人口の増加に伴い介護サービスを利用する要介護認定者数の増加や介護職の処遇改善のための介護報酬の改定、本人非課税で世帯が市民税課税の第4段階のうち、被保険者本人が低所得者である場合、保険料率の軽減等、国で方針等が出されており、現在 2009 年度からの第4期介護保険料を算定中ですので、その中で、対応を検討してまいります。

保険料につきましては、被保険者の所得状況や世帯の市民税課税状況を基に、負担能力に応じて設定され、第3期の保険料設定では、低所得者の負担のあり方が見直され、より所得に応じた負担となりました。

なお、保険料の減免制度につきましては、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合には、減免する制度がありますし、特に本市においては、介護福祉特別給付金を始めとした負担軽減の福祉サービスをこれまでも実施しているところです。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

【回答】

介護サービスの利用料の減免につきましては、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合、一時的に負担額を減額する制度がありますし、世帯の市民税課税状況及び本人の所得状況に応じて負担上限額を定めた高額介護サービス費の支給制度もあります。この高額介護サービス費につきましては、平成 17 年 10 月より市民税非課税世帯で本人の公的年金等収入が 80 万円以下の低所得者の方には、個人の上限額が引き下げられ、より低所得者対策が図られています。

また、施設入所者の居住費・食費につきましても、特定入所者介護サービス費により低所得者への負担軽減が行われております。

特に本市においては、介護サービスの利用に伴う諸費用の軽減を図るため、介護福

祉特別給付金を始めとした福祉サービスをこれまでも実施しているところですが、施設入所者の居住費・食費の自己負担化により特定入所者介護サービス費の対象外となっている本人市民税非課税・世帯課税の方で、一定所得以下の方には平成 18 年7月から介護福祉特別給付金の対象者として、世帯の負担の軽減を図ることとしました。

- ③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

【回答】

軽度者への介護保険による福祉用具貸与につきましては、認定調査結果や適切なケアマネジメントにより現に必要な者には認められています。また、平成 19 年度より、医師の所見に基づき福祉用具貸与が必要であると判断された場合、貸与が認められるよう制度が変更されたため、更なる利用が可能となりました。

また、同居家族がいる場合の生活援助につきましては、厚生労働省からの通知以前から、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないようにしています。

なお、院内の移動等の介助は基本的に院内のスタッフにより対応され保険給付の対象外ではありますが、場合により算定対象(内科から眼科への移動介助やトイレ介助等が対象となり、単に付き添っている時間については算定の対象とならない。)としています。

- ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

【回答】

特別養護老人ホームにつきましては、高齢者総合福祉計画に掲げる整備目標達成に向け、社会福祉法人による整備を支援してまいります。なお、本市においては、特別養護老人ホームは平成 20 年4月に1施設が開所され、現在市内に6施設あり、近隣の市町と比べて充実した整備数となっています。

また、地域密着型サービスとしての小規模特別養護老人ホームにつきましても、平成 20 年7月に1施設開所し、更に、平成 20 年度着工に向けて1か所準備中です。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

介護労働者の確保につきましては、国全体の問題であり、介護報酬等の改正も検討されています。

なお、平成 20 年 4 月より「ホームヘルパー養成研修受講料助成」を始め、地域で介護者を支えていく体制作りを始めました。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

週3回(火・木・金曜日)以内の昼食を、安否確認を兼ねて配食しています。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】

外出支援に関しては、70歳以上の方が医療機関に通院するために、名鉄バス、電車、JRバス、かすがいシティバスを利用する際に利用できる高齢者通院乗車券を交付しています。

なお、かすがいシティバスは、公共交通空白地域を中心に、昼間帯の市民の移動手段として市民病院等の公共施設や鉄道駅を結ぶ7路線を運行しています。市民がより利用しやすいバスとするため、現在、路線の新設等、見直しを行っています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】

高齢者の集まりの場としては、福祉の里・第1介護サービスセンターにおける「ふれあいデイサービス」、9か所の老人憩いの家等での「ふれあいミニデイサービス」を実施しています。また、地区社会福祉協議会(9団体)において「いきいきサロン」が実施されています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

要介護の認定者で身体障がい者手帳の交付を受けている者等と障がいの程度が同程度の者については、障がい者控除の対象としています。要介護状態でも、障がい老人の日常生活自立度が自立又はほぼ自立している場合や、認知性高齢者自立度が自立又はほぼ自立している場合があります。この自立度が両方とも自立又はほぼ自立に該当する場合は、春日井市では障がい者控除の対象から除いています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

障がい者手帳が無くても、障がい者控除の適用が受けられる場合があるということは、高齢者福祉サービスガイド・広報・介護保険制度説明会・居宅介護支援連絡会等でPRをしています。また、全ての要介護等の認定者に対して、認定結果の通知時にこの制度の説明文書を同封しています。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【回答】

後期高齢者福祉医療費制度のひとり暮らし者の助成制度は、市単独事業として行っています。なお、70歳からの高齢者につきましては、県からの助成がない現状では、対象者の拡大については、難しいと考えます。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】

「被保険者証の返還」・「資格証明書の交付」につきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期

間保険料を納めていただけない方に対してやむを得ず行うものであり、一律に機械的に実施するものではありません。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

今後の県の動向や各市町村の動向を見据えながら対応してまいります。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

【回答】

従来、保健・福祉施策事業として「人間ドック」を実施しており、本年4月以降においても、同様の内容で実施しています。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

平成20年4月より対象者を義務教育未就学児から、入院は中学校3年生、通院は小学校3年生まで拡大しました。今後は市の子育て支援対策全般の中で検討を進めてまいります。

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【回答】

妊婦の健診は、今年度、2回から5回に充実し実施しているところです。この中には、一般検査の他にB型肝炎の母子感染防止のための検査、35歳以上の妊婦には高齢出産に伴う異常発見のための超音波検査が含まれています。また、市独自の事業として県外受診する妊婦につきましては、県内受診費用を上限として健診費用を助成しています。更に、妊産婦歯科健診1回を無料で実施しています。また、平成20年4月から妊婦健康診査の助産所での助成を開始しました。

4. 国保の改善について

- ①保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

国民皆保険制度の基幹である国民健康保険制度の継続的、安定的な運営のためには、累積赤字を看過することはできません。

前回の税率改正時には、「6・4軽減」から「7・5・2軽減」へ移行するなど、低所得世帯への影響を極力抑えるよう配慮したところです。

また、本年4月には、後期高齢者医療制度の創設に伴う新たな支援金や前期高齢者医療に係る財源調整制度の新設、並びに特定健診や保健指導実施の医療保険者

への義務化など、医療制度が大きく改定されたことから、賦課限度額などを含めた税率の見直しを実施したところです。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、納税面談にも応じていただけない方に対して、実施しています。

また、短期証につきましては、納税相談機会の創出を目的として活用しています。市では、毎週水曜日(～PM7:30)及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く提供するとともに加入者の生活実態などを把握する中、滞納者への対応を実施しているところであります。

なお、差押えなどにつきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法・地方税法に基づき、適正に事務を進めています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

【回答】

保険税の年金天引きにつきましては、国民健康保険の被保険者が65歳～74歳だけの世帯の世帯主の方を対象に、平成21年4月から実施する予定です。

これは、保険税の納付に伴う高齢者の方の労苦を軽減するため実施するものですが、市ではいままで口座振替をご利用の方は、そのまま口座振替とすることを検討しています。また、過去2年間、保険料の納め忘れがなかった方につきましては、申し出により口座振替で納めていただくよう予定しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

【回答】

①で示したように、国民健康保険税につきましては、「7・5・2軽減」を実施するなど、低所得世帯への影響を極力抑えるよう配慮しています。

また、一部負担金の減免制度につきましては、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により一部負担金の支払いが困難になった方に対し、生活保護基準額の1.1倍までを免除、1.1～1.2倍までを減額とする取扱いを実施しています。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

【回答】

障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、国において、通所・在宅サービス利用について負担上限額を引き下げる措置が講じられ、市では、国が定める負担上限額を、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用することとしています。また、児童デイサービスにつきましては、19年4月から全額免除しています。

今後は、実態把握に努め、さらに利用者負担により、障がい者の自立した生活が大きく阻害されるようなことがあれば、国への要望を検討してまいります。

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【回答】

障がい福祉サービスと地域活動支援事業のうち移動支援や地域活動支援センターなどの利用者負担を合算して、国が定める負担上限月額を適用しています。

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

【回答】

障がい福祉計画は、旧体系の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標として、現在第2期の計画を策定中です。

市では、障がい者のニーズや事業所の課題等を伺い、計画改定に反映させるため、平成19年12月5日から12月25日までアンケート調査を実施し、また、平成20年6月9日から平成20年6月25日までヒアリング調査を実施しました。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

特定健診・後期高齢者健康診査は、いずれも5月から3月に、101箇所（個人医療機関（委託）、2箇所）の市内健診機関（集団健診・年4回／箇所）において実施し、自己負担額は無料としています。

がん検診の自己負担額につきましては、受益者負担を原則として適正な料金を設定し、対象者に受診券を郵送し、通年方式で実施しています。また、市内指定医療機関で健診を受けられるよう個別医療機関委託方式を実施しています。

なお、がん検診は、満70歳以上の人、満69歳以下で①春日井市国民健康保険加入者②愛知県後期高齢者医療制度加入者③生活保護世帯の人④世帯全員が市民税非課税の人の自己負担額を無料としています。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

【回答】

成人全般を対象とした歯周病予防教室（集団での健診と指導）を年4回実施し、節目健診として40・50・60・65・70歳を医療機関委託で個別健診を実施しています。（65歳を今年度新たに対象としました。）これらの健診につきましては、すべて無料となっています。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

【回答】

地方税の徴収方法については、法令等に定められています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

【回答】

この内容につきまして国への要望等は考えていません。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。

【回答】

この内容につきまして国への要望等は考えていません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】

介護保険の国庫負担や介護労働者の処遇改善につきまして、今後の状況により必要となった場合には、市長会等を通じて要望を検討していきます。

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回答】

- ①平成 20 年 4 月から義務教育未就学児まで一部負担金の負担割合が 2 割と変更されたばかりですので、今後の状況を見据えながら検討してまいります。(医療費無料制度)
- ②既に県に要望しています。(妊産婦健診制度)
- ③この内容につきまして国への要望等は考えていません。(国民健康保険)

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

【回答】

地方財政制度に関する要望は、その都度内容を検討のうえ、市長会等を通じて行ってまいります。

- ⑥社会保障費自然増分 2200 億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

【回答】

この内容につきまして国への要望等は考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない 65～74 歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

既に要望しています。

- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

【回答】

現在、市単独事業で行っています。平成 20 年7月に県補助が廃止されましたが、今後の状況を見据えながら検討してまいります。

- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

【回答】

この内容につきまして愛知県への要望等は考えていません。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

【回答】

平成 20 年4月に県補助が拡大されましたが、今後の状況を見据えながら検討してまいります。

- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

【回答】

三位一体改革により、平成 17 年度から県財政調整交付金の導入等が図られるなど、県補助金は増額されています。

- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】

平成 20 年4月に県補助が拡大されましたが、今後の状況を見据えながら検討してまいります。

- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

【回答】

愛知県においては、平成 19 年7月から、通所授産施設等の利用奨励金支給に対する補助制度が設けられており、今年度においても実施されています。引き続き、実態把握に努め、さらに利用者負担により、障がい者の自立した生活が大きく阻害されるようなことがあれば、要望を検討してまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

【回答】

この内容につきまして愛知県への要望等は考えていません。

- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

【回答】

この内容につきまして愛知県への要望等は考えていません。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】

この内容につきまして愛知県への要望等は考えていません。

- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

【回答】

市では、広域連合からの受託事業として既に実施しています。

- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

【回答】

この内容につきまして愛知県への要望等は考えていません。

以上